

## [研究ノート]

## 米国1982年輸出商社法について（1）

青山 則 雄

## 〈目次〉 序

1. 輸出商社法の構成
2. 輸出商社法成立の背景と経緯
3. 参考資料

## 序

1982年10月8日、アメリカにおいて『1982年輸出商社法』<sup>(1)</sup>が成立した。アメリカは伝統的に輸出に関心が薄い国である。1978年に同国は史上最高の貿易収支赤字を記録して、アメリカ産業の国際競争力低下を内外に印象づけた。ビジネスウィーク誌は、「貿易赤字は労働力や資本のコスト、あるいは生産性など、伝統的経済要因によるのではない。『輸出は付加的な事業（marginal business）にすぎない』とする多くの企業経営者の態度、そして議会とこれまでの各政権が取ってきた反輸出政策が基本的な原因である。彼等は、口では輸出振興を唱えながら、実際には法律と規則によって輸出を抑制してきた。アメリカはいやいやながら輸出を行っている国だ（“The U. S. is a reluctant exporter.”）<sup>(2)</sup>」と指摘した。同年の2月から4月にかけて、米国議会上院の銀行・住宅・都市問題委員会の国際金融小委員会において輸出政策について一連の公聴会が開かれ、翌年の1979年以降、輸出商社設立奨励を目的とする多くの法案が提出されながら審議未了に終わっていたが、昨年に至り、遂に成立を見た訳である。

輸出商社法の効果については、1981年8月、チェース・エコノメトリックス

社は、輸出商社認可とウェブ・ポメリン法による組合をサービス輸出にも適用することによって、1985年にGNPは274億～553億ドル、輸出は131億～262億ドル、雇用は32万～64万人の増加が見込まれると発表している<sup>(3)</sup>。

1960年以降、アメリカの経済力は他の先進諸国に対して相対的に低下し、我が国および西欧諸国との経済摩擦の大きな原因になっている。輸出商社法成立の経緯と背景を知ることは、この摩擦解消のために不可欠なアメリカ経済回復の見通しを得るために有用であると思われるので、2回に分けて考察してみたい。

## 1. 輸出商社法の構成

輸出商社法は次の4つのタイトルから構成されている。

- I 総則 (General Provisions)
- II 銀行の輸出サービス (Bank Export Services)
- III 輸出取引審査証明書 (Export Trade Certificates of Review)
- IV 外国取引反トラスト法改善 (Foreign Trade Antitrust Improvements)

これらタイトルの内容は次の諸点に要約できる。

- (1) 商務省内に輸出担当部を設けて中小メーカーと輸出会社との結び付きを促進する(第104条)。
- (2) 銀行持株会社および、その子会社であるエッジ法会社、協定会社に、その資本金の5パーセントまで輸出会社に投資することを認める(第203条)。
- (3) 輸出会社は農産物生産、製造業には従事してはならない(輸出に必要な付帯的加工・改造などはよい)(第203条)。
- (4) 輸出入銀行に、一定の条件の下に、輸出売掛金、輸出商品在庫を担保にした融資の保証を行わしめる(第206条)。
- (5) 商務長官に、一定の条件を満たす輸取出引について、司法長官の同意を得て事前に審査証明書を発行する権限を与え、証明書の発行を受けた者に

対し、その条件に従う行為について反トラスト法を適用除外する（第 303 条、第 306 条）。

(6) サービス輸出を重視し、輸出取引にサービスを含める（第 311 条）。

## 2. 輸出商社法成立の背景と経緯

本法は、序で述べたように、1978 年、米国議会上院の銀行委員会・国際金融小委員会における一連の公聴会が直接の起源である。しかし、その 7 年前の 1971 年に、アメリカは 1893 年以來 78 年間における初めての貿易収支赤字を記録し、議会で問題とされるに至った。そして翌年以降、ダニエル・イノウエ上院議員らが輸出商社法案を提出したが成立はしなかった。表 1 に示すように、1972 年から 1976 年まで、同国の貿易収支は赤字と黒字を繰り返した後、1977 年に 310 億ドルを越える史上最高の赤字を記録したことが、1978 年にこの問題に真剣に取り組む動機となったことは疑いがないと思われる。

表 1 アメリカの貿易収支

(単位：百万ドル)

年	貿易収支	年	貿易収支	年	貿易収支
1960	4,736	1968	626	1976	-9,353
1961	5,416	1969	621	1977	-31,103
1962	4,334	1970	2,164	1978	-34,187
1963	5,079	1971	-2,689	1979	-27,346
1964	6,676	1972	-6,409	1980	-25,338
1965	4,788	1973	955	1981	-27,889
1966	3,926	1974	-5,277		
1967	3,860	1975	9,047		

(注) Federal Reserve Bulletin, 1963, 1966, 1969, 1972, 1975, 1978, 1982 各年の December issue (Department of Commerce data) による。1968 年までは Merchandise exports より同じく imports をさし引いて算出した。1969 年以降は Merchandise trade balance をそのまま引用した。

これまでに提出された主な輸出商社関連法案は次のようである。

1971 S2754 : Export Expansion Act of 1971

- 1972 S4114 - 4120
- 1973 S1007 : Small Business Joint Export Development Act  
 S1483 : Amendment of the Export Trade Act  
 S1484 : International Economic Impact Assessment Act of 1973  
 S1485 : International Commerce Service Act of 1973  
 S1486 : Export Expansion Act of 1973  
 S1487 : Foreign Procurement Practices Act of 1973  
 S1488 : Tariff Simplification and Freight Rate Disparities Act of 1973  
 S1774 : Administration bill for prior Federal Trade Commission clearance of export trade associations
- 1974 S1486 : Omnibus Export Expansion Act of 1974
- 1975 S1973  
 HR9449
- 1979 S864 : Export Trade Association Act of 1979  
 S1449 : Export Trade Activities Act  
 S1663 : Export Trading Company Act of 1979  
 S1744 : Amendment of the Export Trade Act
- 1980 S2379 : Export Trading Company Act of 1980  
 S2040, 2097, 2104: Small Business Export Assistance  
 S2718 : Export Trading Company Act of 1980  
 HR5061 : Amendment of the Export Trade Act  
 HR7230 : Export Promotion and Export Trading Company Act of 1980  
 HR7310 : Export Trading Company Act of 1980  
 HR7364 : Export Trading Company Promotion Act of 1980  
 HR7436 : Export Trading Company Act of 1980  
 HR7463 : Export Trading Company Act of 1980
- 1981 S144 : Export Trading Company Act of 1981

S734 : Export Trading Company Act of 1981

HR1799 : Export Trading Company Act of 1981

HR5235 : Foreign Trade Antitrust Improvements Act of 1981

1982 HR6016 : Bank Export Services Act

1982 年輸出商社法は、4 月 8 日に上院を通過した S 734、7 月 27 日に下院を通過した HR 1799、6016、それらを修正して上院を通過した S 734 についての両院協議会リポートに 10 月 1 日合意がなされ、同月 8 日、大統領が署名したものである。(以下次号)

### 3. 参考資料

参考資料として、米国 1982 年輸出商社法の私訳を以下に示す。

#### 1982 年輸出商社法

#### 第 1 章 総 則

#### 略 称

第 101 条 本章は『1982 年輸出商社法』と呼ぶことができる。

#### 認定；目的の宣言

第 102 条(a) 議会は次のことを認定する。

- (1) 米国の輸出は米国における製造業の雇用の 9 分の 1 を創出、維持しており、米国で生産される商品総額の 7 分の 1 を生みだしている。
- (2) 急速に成長しつつあるサービス関連産業は、アメリカ人 10 人のうち 7 人の雇用を生み、我が国の国民総生産の 65% を占め、完成品を含む工業品貿易を顕著に増加せしめる最大の潜在力を提供するから、米国経済の健全性維持のために重要である。
- (3) 貿易赤字は国際通貨市場においてドルの低下に寄与し、米国経済にインフレ影響をもたらす。
- (4) 数万の米国中小企業は輸出可能の商品またはサービスを生産しているが輸出は行っていない。
- (5) 米国は世界最大の農産物輸出国であるが、多くの農産物は、輸出商社を通じることによって可能なはずの広範かつ有効な海外マーケティングが行われていない。

- (6) 米国における輸出業務サービスは多くの分離した機能に分散しており、また輸出業務サービスを提供しようとする会社は、相当数の米国の潜在的輸出者と連絡する財政的能力を欠いている。
- (7) 米国は、規模の経済を達成し、生産者に対して低い単位コストで商品およびサービスを有利に輸出することのできる能力を獲得しうる、十分に発展した輸出中間業者を必要とする。
- (8) 米国における輸出商社の発展は実業界の態度および政府規制によって妨げられてきた。
- (9) 商品およびサービスの輸出を主導し、その便宜をはかり、またそれを拡大する州その他の自治体の諸活動は地方、州、また地域の経済的必要に応じた革新的輸出プログラム開発の試みのためのみならず、米国輸出全体の拡大のために重要な源となりうる。
- (10) 米国輸出商社が、米国の輸出促進および外国商社との競争に成功するためには、米国銀行システムの国内国外の資源、専門的能力、および知識を利用することができなくてはならない。そして、
- (11) 商務省は米国輸出の発展・促進、そして特に米国製造業者の完成品輸出に便宜を与える責任を負っている。
- (b) 本法の目的は、米国生産者および供給者に対する、より効率的な輸出業務サービスの提供を奨励することにより、特に輸出組合、輸出商社の設立を促進するための担当部を商務省内に設け、また銀行持株会社、銀行の銀行(bankers' banks)、および銀行持株会社の子会社であるエッジ法会社・協定会社 (agreement corporations) に輸出商社への投資を許可することにより、また金融機関の貿易融資制限を緩和することにより、そして、一定の輸出取引に対する反トラスト法適用を修正することによって、米国製品・サービスの輸出を増加せしめることである。

## 定 義

第 103 条(a) 本表題の目的において、

- (1) 『輸出取引 (export trade)』とは、米国で生産され、米国から他のいずれかの国に輸出され、または輸出の途上にある商品またはサービスの商取引 (trade or commerce) を意味する。
- (2) 『サービス』とは、会計、娯楽、建築、自動データ処理、ビジネス、通信、建設権許諾 (construction franchising and licensing)、コンサルティング、エンジニアリング、財務、保険、法務、経営、修繕、観光、トレーニング、運送などのサービスを含むが、これらに限定されない。
- (3) 『輸出業務サービス』とは、米国で生産された商品またはサービスの輸出を円滑にするために提供される。コンサルティング、国際市場調査、広告、マーケティ

ング、保険、製品リサーチとデザイン、法務上の助力、運送など、貿易書類作成、貨物発送、輸出業者および外国購入者との通信、あるいはそれらのための外国注文処理、倉庫業務、外国為替、金融、さらに商品の所有権取得などを含むが、これらに限定されない。

(4) 『輸出商社』とは、人、パートナーシップ、組合、あるいは同様の組織であつて、営利を目的として営業されるか、非営利組織であるかを問わず、米国または州の法律の下に営業し、主として次の目的のために組織され、経営されるものをいう。

(A) 米国で生産された商品またはサービスの輸出、あるいは、

(B) 非関係者が米国で生産した商品またはサービスの輸出を、一つまたはそれ以上の輸出業務サービスを提供して円滑ならしめること。

(5) 『州』とは、米国の諸州、コロンビア地区、プエルト・リコ連邦、ヴァージン諸島、米国領サモア、グアム、北マリアナ諸島連邦、および太平洋諸島信託統治地域のいずれかを意味する。

(6) 『米国』とは、米国の諸州、コロンビア地区、プエルト・リコ連邦、ヴァージン諸島、米国領サモア、グアム、北マリアナ諸島連邦、および太平洋諸島信託統治地域を意味する、そして、

(7) 『反トラスト法』とは、クレイトン法第 1 条(a)項 (15 U. S. C. 12 (a)), 連邦通商委員会法第 5 条 (15 U. S. C. 45) の、第 5 条が不公正な競争方法に適用される部分、そして反トラストまたは不公正競争にかかわるすべての州法に定義される反トラスト法を意味する。

(b) 商務長官は、本章を実行するために、条例によって(a)項に定義されたいかなる用語をもさらに定義することができる。

#### 商務省内の輸出担当部

第 104 条 商務長官は、輸出組合および輸出商社の設立を可能なるかぎり最大限に促進し、奨励するために担当部を商務省内に設けるものとする。かかる担当部は関心を有する者に情報と助言を与えるものとし、また輸出可能な商品およびサービス生産者と輸出業務サービスを提供する会社との接触の便をはかるために紹介サービスを行うものとする。

#### 第 2 章 銀行の輸出サービス

##### 略 称

第 201 条 本章は『銀行輸出サービス法』と呼ぶことができる。

第 202 条 議会はここに、本章の目的は、銀行持株会社、銀行の銀行、およびエッジ法会社による米国における輸出商社の金融および育成への有意義かつ効果的な参加のための措置をとることであることを宣言する。この目的を追求するため、議会は、連

邦準備制度理事会が、1956年銀行持株会社法第4条(C)(14)にもとづく権限を実行し、次の諸規制策をとるよう意図するものである。

- (1) 米国および海外における外国所有の類似組織と競争しうると十分な広範な権力を有する輸出商社を設立する手段を講ずること。
- (2) 米国の商業、工業、および農業、特に中小企業に対し、常に輸出を行う手段を提供すること。
- (3) 輸出商社の育成に地域また中小銀行の参加を奨励すること。そして、
- (4) 銀行持株会社と非銀行会社との間の共同事業による輸出商社設立の便をはかり、輸出会社のすべての必要に対応できる輸出商社をつくり出すような商取引と金融の補完的なサービスの能率的結合をもたらすこと。

#### 輸出商社への投資

第203条 1956年銀行持株会社法第4条(c) (12 U. S. C. 1843 (c)) を次のように改正する。

- (1) (12)(B)項において、同項末尾の『または』を削除する。
- (2) (13)項において、同項末尾の終止符を削除し、代りに『または』を挿入し、そして、
- (3) (13)項の次に以下文言を挿入する。

『(14)輸出商社であって、銀行持株会社によるその取得(株式取得の個々の場合を含め)または設立を理事会が本項にしたがって承認を拒否しなかったいずれかの会社の株式、ただし、直接、間接を問わず、このような株式への投資はその銀行持株会社の連結資本金および剰余金の5パーセントを越えてはならない。

『(A)(i)いかなる銀行持株会社も、計画中の輸出商社投資について、理事会が事前に書面による60日間の通告を受け、その期間内に理事会が申請された投資不承認の通告を行わず、またはこのような不承認通告ができる期間を最長30日間延長する通告を行わなかったときでなければ、本項の下に輸出商社に投資をしてはならない。

『(ii)承認を拒否する期間は、理事会が、輸出商社に投資しようとする銀行持株会社が提出しなければならない情報のすべてを提出しなかった、あるいは、提出された重要な情報が理事会の判断において実質的に不正確であった、と決定した場合にのみ、上記のように30日間延長できる。

『(iii)銀行持株会社が提出しなければならない通告は、理事会が条例により、あるいは特定の通知に関する個別要請により要求する関連情報を含むものとする。

『(iv)理事会は次のような場合にのみ申請された投資を承認拒否することができる。

『(I)不承認が、危険ないし不健全な銀行業務、資源の不当な集中、競争の減少または不公正、または利害衝突を予防するために必要である場合。

『(II)このような投資が、その銀行持株会社のいずれかの子銀行の安全・健全性



に実質的な悪影響を与えやすい程度にその銀行持株会社の財政的または経営的資源に影響を与える、と理事会が判断した場合、あるいは、

『(III)銀行持株会社が第(iii)項に要求された情報を提出しなかった場合、

『(v)投資の不承認決定後 3 日以内に、理事会は銀行持株会社に対し書面により不承認を通知し、不承認の根拠を文書により説明するものとする。

『(vi)理事会が投資を承認拒否しない意向を書面により通告した場合は、申請された投資は不承認期間終了前に実行することができる。

『(B)(i)一輸出商社に投資する銀行持株会社による一輸出商社への信用供与の総額は、その銀行持株会社のすべての子会社による一輸出商社へのこのようなすべての信用供与と合計して、いかなるときもその銀行持株会社の連結資本金および剰余金の 10 パーセントを越えてはならない。前文の目的のために、信用供与とは銀行持株会社が輸出商社の株式に投資した金額を含むものと解釈してはならない。

『(ii)担保要件に特に関連した、1982 年 10 月 1 日現在、効力のある他のいかなる連邦法の規定もこのような信用供与については適用しない。

『(iii)輸出商社に投資するいかなる銀行持株会社、またはそのような会社の子会社も、その輸出商社またはその輸出商社の顧客に対して、同様の状況の下で同様の借り手に対する条件よりも有利な条件で信用を供与してはならない。また、そのような信用供与は通常以上の返済危険を伴い、あるいはその他の不利な特徴を持つものであってはならない。

『(C)本項の目的のため、輸出商社は—

『(i)その輸出商社に投資する銀行持株会社が、適用される連邦および州の銀行法ならびに諸規制の下において許される範囲内においてのみ、米国内における証券の引き受け、販売、流通業務に従事し、またはそのような業務に従事する会社の株式を保有することができる。そして、

『(ii)農産物生産活動に従事してはならず、また、米国商品またはサービスが外国の要求する条件に従うため、また外国においてその販売を促進するために必要な再包装、再組立、または副産物の抽出などを含む付帯的な製品改造を除いて製造業に従事してはならない。

『(D)輸出商社に投資する銀行持株会社は、その輸出商社が、輸出商社の事業遂行の過程において必要な場合以外に商品、商品契約、証券あるいは外国為替にポジションを持ったと理事会が決定した場合、その投資を中止し、あるいは理事会の命ずる限度または条件に従うよう理事会から要求されることがある。

『(E)いかなる他の法律規定にもかかわらず、連邦準備法の第 25 条(a) (12 U. S. C. 611-631)の下に組織され、銀行持株会社の子会社であるエッジ法会社、または連邦準備法の第 25 条 (12 U. S. C. 601-604 (a)) に従って営業し、銀行持株会社の子会社

である協定会社は、一社もしくはそれ以上の輸出商社の議決権株式その他の所有の証拠に、直接および間接合計してその連結資本金および剰余金の5パーセントまで(銀行業を営まない会社の場合は25パーセントまで)投資することができる。

『(F)本項の目的のため—

『(i)『輸出商社』とは、米国またはいずれかの州の法律の下に営業し、国際貿易に関連する活動にのみ従事し、米国産の商品またはサービスを輸出すること、あるいは、米国で非関連者によって生産された商品またはサービスの輸出を、一つまたはそれ以上の輸出業務サービスを提供することによって円滑にすることを主な目的として組織、経営される会社を意味する。

『(ii)『輸出業務サービス』とは、米国で生産された商品またはサービスの輸出を円滑にするために提供される、コンサルティング、国際市場調査、広告、マーケティング、保険(米国内で、居住または所在する危険あるいはなされる活動に付する保険の販売における本人、代理人またはブローカーとしての行為を除く。ただし、米国内の原産地点から米国外の最終仕向地点への貨物輸送にかかわる保険はこの限りではない)、製品リサーチとデザイン、法務上の助力、運送など、貿易書類作成、貨物発送、輸出業者・外国輸入業者との通信、あるいはそれらのための外国注文処理、倉庫業務、外国為替、金融、さらに商品の所有権取得などを含むが、これらに限定されない。

『(iii)『銀行持株会社』とは、(I)他の銀行、その役員、取締役、または従業員と取引するためのみ組織された銀行、(II)それが取引をする銀行によって主に所有される銀行、そして(III)一般公衆とは取引をしない銀行、を含むものとする。輸出商社に投資し、本項に記載された銀行の株式を保有するそのような他の銀行は、いかなる時点においても、そのような他の銀行の資本金および剰余金の10パーセントを越える金額の信用供与を一輸出商社に行ってはならない。そして、

『(iv)『信用供与』とは、連邦準備法第23条Aの第4項においてこの用語に与えられたものと同じ意味を持つものとする。』

第205条 本法の成立した日の2年以内に、連邦準備制度委員会は、上院の銀行・住宅・都市問題委員会に対して、また下院の銀行・金融・都市問題委員会に対して、本条の実施についての理事会勧告、また米国の輸出、特に中小企業、少数者企業による輸出への融資を円滑にするための米国法改正についての理事会勧告、そして米国内で営業を行っている商社と関係を持つ外国銀行組織による米国銀行所有の影響についての理事会勧告を報告しなければならない。

#### 輸出売掛金および在庫に対する保証

第206条 米国輸出入銀行に、1956年銀行持株会社法の第4条(c)(14)(F)(i)に定義された輸出商社、あるいは他の輸出者に、金融機関その他の公共または民間の債権者が行

う貸し出しに対し、次のような場合に保証を行う制度を設けるよう権限と指示を与える。すなわち、かかる融資が輸出売掛金または輸出可能な商品の在庫によって担保され、さらに理事会の判断において――

(1) 民間金融市場が、他の点で信用状態の良い輸出商社または輸出者が、輸出取引を完成しうるための十分な金融を行っておらず、そして

(2) もしそれがなければ実現しないような輸出拡大をその保証がもたらす場合。

理事会は、いずれの融資保証もその過半部分が究極的に中小企業、少数者企業、あるいは農業団体の輸出を促進する役を確実に果たすように努力しなければならない。この項の権限の下に行われる保証は歳出法に定められた限度に従うものとする。

#### 銀行の引き受け

第 207 条 連邦準備法第 13 条の第 7 項 (12 U. S. C. 372) を次のように改正する。

『(7)(A)加盟銀行、および 1978 年国際銀行法の第 7 条の下に、準備金積み立ての規定に従う外国銀行の連邦または州の支店あるいは事務所(本項において以下『機関』という)は、それ宛に振り出された、猶予日を除く一覽後 6 箇月以下払いの次のような為替手形を引き受けすることができる。

『(i)商品の輸出または輸入を含む取引から発生したもの

『(ii)商品の国内積み出しを含む取引から発生したもの、または

『(iii)引き受け時において、即時に販売可能な主要商品の所有権を譲渡または保証する倉庫証券、またはそのような他の書類によって担保されたもの。

『(B)(C)項に規定する場合を除き、いずれの機関も、いかなる時点においても総額がその払い込み済みで完全な資本金および剰余金の 150 パーセントを越える金額において、外国銀行の米国支店または事務所の場合は理事会が(H)項の下に決定するその米貨相当額において、かかる手形を引き受け、あるいはかかる手形に参加引き受けする義務を負ってはならない。

『(C)理事会は、自ら決める条件の下に、条例あるいは命令により、いずれの機関に対しても、いかなる時点においても総額がその払い込み済みで完全な資本金および剰余金の 200 パーセントを越えない金額において、外国銀行の米国支店または事務所の場合は理事会が(H)項の下に決定するその米貨相当額において、かかる手形を引き受け、あるいはかかる手形に参加引き受けの義務を負うことを認可することができる。

『(D)(B)および(C)項にかかわらず、いずれの機関についても、国内取引から生ずる引き受けの総額は、そのような引き受けに参加する分け前の義務を含め、本項の下に、そのような引き受けに参加する分け前の義務を含むその機関が認可されたすべての引き受けの総額の 50 パーセントを越えてはならない。

『(E)いかなる機関も、取引の外国、国内を問わず、個人、パートナーシップ、会社、

組合、その他の単一主体に対して、いかなる時点においてもその払い込み済みで完全な資本金および剰余金の10パーセントを越える金額において、外国銀行の米国支店または事務所の場合は理事会が(H)項の下に決定するその米貨相当額において、手形を引き受け、あるいはかかる手形引き受けに参加する義務を負ってはならない。ただし、その機関が、付随する書類、または引き受けと同じ取引から生ずるその他の現実の保証によって担保されているときはこの限りではない。

『(F)引き受けを発行する機関について、本項に定められた限度は、その機関が発行した引き受けで、他の機関に販売された参加契約によって担保される部分には適用しない。

『(G)本項の目的を達成するために、理事会は本項に使用された用語のいずれをも定義することができ、また資本金 (capital or capital stock) を有しない機関については、理事会は本項の限度を適用するために同等の尺度を定義しなければならない。

『(H)機関の払い込み済みで完全な資本金と剰余金にもとづく本項の限度あるいは制限は、外国銀行の米国支店または事務所については、理事会が決定するその外国銀行の払い込み済み資本金および剰余金の米貨同等額を指すものとし、そしてもしその銀行が米国に支店または事務所を一店舗以上持っている場合は、上記限度または制限の遵守を決定するために、そのような支店または事務所が行っている営業をすべて合算しなければならない』。

### 第3章 輸出取引審査証明書

#### 商務長官の輸取出引促進義務

第301条 輸取出引を促進し奨励するために、長官は審査証明書を発行し、また審査証明書の申請についていかなる者にも助言・助力を与えることができる。

#### 審査証明書発行の申請

第302条(a) 審査証明書を申請する者は、長官に次の申請書を提出しなければならない。

- (1) 輸取出引に限定された行為を記載し、
  - (2) 第310条により公布された規則または条例が要求する形式により、申請者が営業を行う市場全体にかかる情報を含めて、すべての情報を記載したもの。
- (b)(1) (a)項の下に提出された申請書を長官が受領してから10日以内に、長官は官報 (Federal Register) に、審査証明書の申請がなされたこと、申請を行った各人の氏名、そして申請が行われた行為の内容を公表しなければならない。
- (2) (a)項の下に提出された申請を長官が受領してから7日以内に、長官は司法長官に次のものを送付しなければならない。
- (A) 申請書のコピー1部、
  - (B) 申請に関連して長官に提出された情報全て、そして、

- (C) 申請書に記載された行為が関係する商業分野における申請者の市場占有率についての情報を含め、長官が所有する他のすべての関連情報(長官の決定による)。

### 証明書の発行

第 303 条(a) 明示された輸出取引、輸出取引活動、そして営業方法が以下の条件を満たすことを立証したいかなる申請者に対しても審査証明書を発行しなければならない。

- (1) 米国内において実質的な競争の減少または取引の抑制をもたらさず、また申請者の競争者の輸出取引の抑制をもたらさないこと、
  - (2) 米国内において、申請者が輸出する等級(class)の商品(goods, wares, merchandise)またはサービスの価格を不当に上昇、安定、または低下させないこと、
  - (3) 申請者が輸出する等級の商品またはサービスの輸出に従事する競争者に対して不公正な競争方法を構成しないこと、そして、
  - (4) 申請者が輸出する商品またはサービスの米国内における消費または再販売のための売却をもたらすであろうと合理的に予想される行為を含まないこと。
- (b) 長官が審査証明書の申請を受領してから 90 日以内に、長官は申請者の輸出取引、輸出取引活動、および営業の方法が(a)項の基準に合致するか否か決定しなければならない。長官が、司法長官の同意を得て、かかる基準を満たすと決定した場合は、長官は申請者に審査証明書を発行するものとする。審査証明書は次のことを明示しなければならない。 —
- (1) 証明書が適用される輸出取引、輸出取引活動、および営業方法、
  - (2) 審査証明書が発行された名宛人、そして、
  - (3) 長官あるいは司法長官が、(a)項の基準への合致を保証するために必要と判断するすべての条件。
- (c) 申請者より、迅速な処理が特に必要である旨の表示があったときは、長官および司法長官は申請の処置を早めることができる。ただし、第 302 条(b)(1)にもとづき、官報に公表がなされてから 30 日以内にはいかなる審査証明書も発行することはできない。
- (d)(1) 長官が証明書の申請を全部または一部について拒否する場合は、その決定と理由を申請者に通知しなければならない。
- (2) 申請者は、その申請が全部または一部について拒否された旨の通知を受領したときは、それから 30 日以内に長官に対して決定の再考を請求することができる。長官は、司法長官の同意を得て、請求受領後 30 日以内に再考後の決定を申請者に通知するものとする。

- (e) 長官が審査証明書の発行申請を拒否し、その後申請者より、証明書申請に関連して申請者が提出した書類の返還請求を受け取ったときは、長官と司法長官は請求受領後 30 日以内に長官および司法長官の入手した書類および書類のコピーすべてを申請者に返却するものとする。ただし、いずれかの書類に含まれた情報で、一般に公表された部分についてはこの限りではない。
- (f) 詐欺によって入手された証明書にもとづくいかなる輸出取引、輸出取引活動、あるいは営業方法についても、証明書は当初より無効とする。

報告義務、証明書の訂正、証明書の取消し

第 304 条(a)(1) 審査証明書を受領した申請者は、

- (A) 証明書に明示された事柄について変化があればこれを長官に直ちに報告しなければならない。そして、
- (B) 証明書に明示された活動における変化の効果を反映させるよう、証明書を訂正 (amend) する申請を長官に提出することができる。
- (2) 審査証明書訂正の申請は、証明書発行の申請として取扱うものとする。訂正の発行日は訂正の申請が長官に提出された日とする。
- (b)(1) 長官または司法長官が、審査証明書を保持する者の輸出取引、輸出取引活動、あるいは営業方法が第 303 条(a)の基準に合致しなくなったと信ずる理由があるときは、長官は、基準に合致しているか否かを決定するために長官または司法長官が必要と判断する情報を、本人に請求するものとする。請求に応じないことは、第(2)項にもとづいて証明書の取消しの理由となる。
- (2) 長官または司法長官が、審査証明書を保持する者の輸出取引、輸出取引活動、あるいは営業方法が第 303 条(a)の基準に合致していないと決定したとき、あるいは本人が第(1)項にもとづく請求に応じないときは、長官はかかる人物にその決定を文書により通知するものとする。通知はその決定の根底をなす状況、および決定を支える理由の説明を含むものとする。通知がなされてから 30 日後に開始する 60 日の期間内に、長官は証明書を取消し、あるいは証明書が、第 303 条(a)の基準に合致した輸出取引、輸出取引活動、あるいは営業方法にのみ適用されるように、長官または司法長官の必要性判断により、同証明書を変更するものとする。
- (3) 本項を実行するために、司法長官、および司法省反トラスト部担当の司法次官補は、司法長官および司法次官補が、反トラスト民事訴訟手続法の第 3 条の下に調査を行う場合と同様に調査を行うことができる。ただし、審査証明書が発行された者がそのような調査の対象であるときは、そのような者に対して民事調査命令を発することはできない。

司法審査・可否

第 305 条(a) 長官が審査証明書の申請または証明書の訂正申請を全部または一部許可あるいは拒否し、あるいは第 304 条に従って証明書を取消しまたは修正したとき、そのような決定によって権利を犯された者は、決定後 30 日以内に、そのような決定が誤りであるという理由によって、その決定を無効にするための訴えを、米国の適切な地方裁判所に提起することができる。

(b) (a)項に規定する場合を除いて、本章にもとづく長官、司法長官のいかなる処置も司法審査の対象とはならない。

(c) 長官が審査証明書の申請または証明書の訂正申請を全部または一部拒否し、あるいは証明書を取消しまたは修正したときは、拒否の決定、その理由の説明のいずれも、行政あるいは司法手続きにおいて、反トラスト法にもとづくいかなる賠償請求を支える証拠としても認められない。

審査証明書が与える保護

第 306 条(a) (b)項に規定する場合を除いて、第 303 条にもとづいて発行された証明書に明示され、その条件に従う行為については、行為発生時に証明書が有効であれば、かかる審査証明書が発行された者に対して、反トラスト法の下にいかなる刑事・民事の訴訟も提起することはできない。

(b)(1) 審査証明書の下になされた行為によって被害を受けた者は、第 303 条(a)の基準不合致に対して、差止命令による救済、現実の損害賠償、現実の損害による利子損失、および訴訟費用(合理的な弁護士費用を含め)を求める民事訴訟を提起することができる。本章の下に開始された訴訟はクレイトン法の第 4 条または第 16 条の下に開始された訴訟と同様の手続きによるものとする。ただし、本法の第 303 条の基準および本項に規定する救済のみが、かかる訴訟に適用される唯一の基準および救済とする。

(2) 第(1)項の下に提起される訴訟は、原告が第 303 条(a)の基準に合致しない旨の通知を受けた日から 2 年以内、ただしいかなる場合も訴訟の原因が生じてから 4 年以内に提起されねばならない。

(3) 第(1)項の下に提起された訴訟においては、審査証明書に明示され、それに合致する行為は第 303 条(a)の基準に合致しないとの推定をなすものとする。

(4) 第(1)項の下に提起される訴訟においては、その行為が第 303 条(a)の基準に合致しないと裁判所が認定したとき、裁判所は、請求が提起された相手に対して、請求に対する防御に要した訴訟費用(合理的な弁護士費用を含め)の請求権を与えるものとする。

(5) 司法長官は、クレイトン法第 15 条(15 U. S. C. 25)にしたがって、国家利益に明

確かかつ回復不能の損害を与える恐れのある行為を禁止するために訴えを起こすことができる。

#### ガイドライン

第 307 条(a) 反トラスト法の輸出取引への適用について明確性を助長するため、長官は司法長官の同意を得て、次のようなガイドラインを公布することができる。

- (1) 長官が、司法長官の同意を得て、第 303 条および第 304 条の下に決定をなし、あるいは決定をなすであろう具体的な行為の種類を列挙すること、そして、
  - (2) その決定を支える事実および法的根拠を要約して示すこと。
- (b) 合衆国連邦法規集 (United States Code), 第 5 章の第 553 条は、(a)項の下に公布するガイドラインには適用しない。

#### 年次報告

第 308 条 審査証明書の発行を受けた者はすべて、長官が要求する書式により、同じく時点において、第 302 条に定める情報を、必要に応じて最新のものとして年次報告を長官に提出しなければならない。

#### 情報の開示

第 309 条(a) 審査証明書の発行、訂正、または取消しに関連して何人かによって提出される情報は、合衆国連邦法規集、第 5 章の第 552 条に基く開示から免除する。

- (b)(1) 第 2 項に規定する場合を除いて、合衆国のいかなる職員、雇員も、審査証明書の発行、訂正、または取消しに関連して提出された商業上あるいは財政上の情報を、その情報が特権を伴い、あるいは機密であるとき、そしてその情報の開示が情報提供者に損害を与える可能性があるときは、開示してはならない。
- (2) 第 1 項は次のような場合に開示された情報については適用しない。
  - (A) 議会あるいは議会のいずれかの委員会の要求によるとき、
  - (B) 司法あるいは行政手続きにおいて、該当する保護命令に従うとき、
  - (C) 情報提供者の承諾を得たとき、
  - (D) 審査証明書の発行、訂正、または取消しに関連して決定をなす過程において、長官がその決定を行うことに関連して情報開示が必要であると判断したとき、
  - (E) 米国の制定法による要求に従うとき、または
  - (F) 第 310 条の下に公布される規則または条例に従って、米国または州政府機関に対して、その機関が(A)項から(E)項に明示された状況の下においてのみ情報を開示するとの条件で、情報開示が許されるとき。



規則と条例

第 310 条 長官は、司法長官の同意を得て、本法の目的を遂行するために必要な規則と条例を公布するものとする。

定 義

第 311 条 本章に用いられた。

- (1) 『輸出取引』とは、合衆国またはその領土から外国に輸出され、あるいは輸出の途上にある商品 (goods, wares, merchandise) またはサービスにおける取引 (trade or commerce) を意味し、
- (2) 『サービス』とは、無形の経済的生産物を意味し、下記を含むがこれらに限定されない——
  - (A) 営業、修繕および娯楽のサービス、
  - (B) 経営、法務、エンジニアリング、建築、その他の専門的サービス、そして
  - (C) 財務、保険、運送、情報、その他データにもとづくサービス、および通信サービス、
- (3) 『輸出取引活動』とは、輸出取引の過程における諸活動および協約を意味し、
- (4) 『営業方法』とは、何人かが輸出取引を遂行し、あるいは遂行しようとするその方法を意味し、
- (5) 『人 (person)』とは、合衆国の居住者である個人、州または合衆国の法の下に設立され、かかる法に従って存在するパートナーシップ、州または地方自治体、州または合衆国の法の下に設立され、かかる法に従って存在する営利または非営利の会社、あるいは、これらの人の間の、契約その他の取り決めによる組合または連合 (association or combination) を意味する。
- (6) 『反トラスト法』とは、クレイトン法第 1 条 (15 U. S. C. 12)、および連邦取引委員会法第 5 条 (15 U. S. C. 45) (第 5 条が不正な競争方法を禁止する範囲において) に定義された反トラスト法、および州の反トラスト法あるいは不正競争法を意味する。
- (7) 長官とは、商務長官あるいはその指名を受けた者を意味し、そして、
- (8) 司法長官とは、合衆国の司法長官あるいはその指名を受けた者を意味する。

発効日

- 第 312 条(a) (b)項に規定する場合を除いて、本章は、本法の成立日に発効する。
- (b) 第 302 条および第 303 条は、第 310 条の下に最初に公布される規則および条例の発効日から 90 日後に発効する。

第 4 章 外国取引反トラスト法改善

## 略 称

第 401 条 本章は『1982 年外国取引反トラスト改善法』と呼ぶことができる。

## シャーマン法の改正

第 402 条 シャーマン法 (15 U. S. C. 1 以下) を、第 6 条の後に次の新条を挿入して改正する：

『第 7 条 本法は外国との商取引 (輸入取引および輸入商業を除く) を伴う行為については、下記の条件が満足されない限り適用しない。

『(1) そのような行為が、次のことに直接、実質的、かつ合理的に予測される効果を持つこと。

『(A) 外国との商取引ではない商取引、あるいは外国との輸入取引または輸入商業、あるいは、

『(B) 米国で、外国との輸出取引または輸出商業に従事している者のそのような商取引、そして、

『(2) そのような効果が、本条以外の本法規定の下に賠償請求を引き起こすものになること。

本法が(1)(B)項の実施によってのみそのような行為に適用されるときは、本法は合衆国内の輸出取引への損害についてのみそのような行為に適用されるものとする。』

## 連邦取引委員会法の改正

第 403 条 連邦取引委員会法の第 5 条(a) (15 U. S. C. 45 (a)) はその末尾に次の新しい節を加えて改正する：

『(3) この項は、外国との取引 (輸入取引以外の) を伴う不正な競争方法には、次の場合を除いて、適用しない。

(A) そのような競争方法が、次のことに直接、実質的、かつ合理的に予測される効果を持つこと—

『(i) 外国との取引ではない取引、あるいは外国との輸入取引、あるいは、

『(ii) 合衆国で、外国との輸出取引に従事している者のそのような取引、そして、

(B) そのような効果が、この節以外の本項の下に賠償請求を引き起こすものになること。

この項が(A)(ii)項の実施によってのみそのような不正な競争方法に適用されるときは、この項は合衆国内の輸出取引への損害についてのみそのような行為に適用されるものとする。』

1982 年 10 月 8 日承認。

〔参考文献〕

- (1) Public Law 97-290 [S. 734] ; October 8, 1982, Export Trading Company Act of 1982, Export Trading Companies (15 U.S.C. 4001-4021)
- (2) "The Reluctant Exporter," *Business Week*, April 10, 1978, p. 54.
- (3) Chase Econometrics/Interactive Data Corporation, *The Macroeconomic Impact of Authorizing U. S. Export Trading Companies*, August 28, 1981.